

03 マイナンバーカードで子育て関係の手続きが便利に 児童手当の電子申請サービス開始

3月12日(月)～
順次開始予定

☎ 共通番号調整課 ☎435-1212

子育て関係の手続きの一部が、マイナンバーカードを利用して、オンラインで申請できるようになります。手続きについての詳細は、各制度の担当課へお問い合わせください。※開始時期は手続き内容によって異なります

●オンライン申請に必要なもの

- ・マイナンバーカード ・ICカードリーダー
- ・インターネットに接続可能なパソコンかスマートフォン

●利用方法



- ①マイナポータルにアクセス (<https://myna.go.jp/>)
- ②メニュー内から「ぴったリサービス」のページへ
- ③「ぴったリサービス」内で地域を選択。手続きを検索し、申請へ進んでください。

「ぴったリサービス」のページは検索サイト等で検索できます。

●オンライン申請できる手続き

制度	対象手続き	開始時期	問合せ先
児童手当	・新規認定請求 ・増額、減額の届出 ・変更の届出 (氏名・住所・口座など)	3月12日(月)	こども家庭課 ☎435-1219
	・現況届	今年6月(予定)	
保育	・認可保育所の現況届	今年9月(予定)	保育こども園課 ☎435-1064

マイナポータルのLINE公式アカウントも便利です



LINEでの会話を通じ、希望するサービスを検索。LINEから「ぴったリサービス」のホームページへ移動し、申請することができます。

まずは友だち登録を!
LINEアプリで二次元コードを読み取り、友だち登録をしてください。



01 意思を伝えるのが難しい方のコミュニケーション手段に 「My コミュニケーションカード」を交付します

☎ 障害者支援課 ☎435-1060、FAX 431-2840 / 保健対策課 ☎488-5117、FAX 431-9980

「My コミュニケーションカード (My コミ)」は、自閉症・知的障害者・聴覚障害者・精神障害者等で自分の意思を伝えるのが難しい方が、イラストを指すことで相手とコミュニケーションをとるためのカードです。



- 交付 / 所定の申請用紙に記入後、無料で交付
 - 対象 / 自閉症や知的障害・聴覚障害・精神障害等のため自分の意思を相手に伝えることが難しい方
- ※3月から交付開始。障害者手帳の有無は問いません。詳細は、窓口で配布するマニュアル・市HP(ID:1018721)。

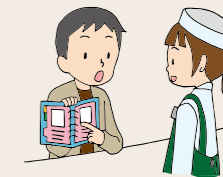
● 交付窓口 / 障害者支援課(東庁舎1階)、保健対策課(吹上5-2-15・保健所2階)

「My コミ」を持っている方と出会ったら...

- 笑顔でゆっくり、優しい口調で話しかけましょう。
- リラックスできる雰囲気を作り、相手の様子に合わせて話を聞きましょう。
- 何か伝えたい場合は、ゆっくり、はっきり、丁寧に対応しましょう。

「My コミ」の使い方

① コミュニケーションカードの中から、相手に伝えたい内容のイラストを示します。



② 伝えたい内容のイラストがない場合は、最後のページのホワイトボードに記入します。



04 津波からの緊急避難時にご利用ください 震度感知式鍵ボックスの追加設置

☎ 総合防災課 ☎435-1199

津波が発生した場合、高台に避難することが基本です。万一、高台への避難が遅れた場合は「震度感知式鍵ボックス」を利用し、避難してください。鍵ボックスは、津波浸水予測地域・津波予想近接地域内の避難所の施設に設置しています。

津波だ!
高台への避難が遅れた!
そんな時に!



震度感知式鍵ボックス

- 内部に施設の鍵や避難経路図などを保管し、震度5弱以上の揺れを感知すると、鍵ボックスのロックが自動で解除されます。
- 新たに16か所へ追加設置。昨年度設置した9か所と合わせ、市内の鍵ボックスの設置場所は25か所になりました。



●設置施設 ※()内は鍵ボックスの設置場所

雑賀小学校★ (正門)	野崎西小学校★ (校舎入口)
木本小学校★ (正門)	河北中学校★ (北校舎入口)
西浜中学校★ (正門)	松江小学校★ (正門)
宮前小学校★ (東門)	浜宮小学校 (正門)
東和中学校★ (正門)	明和中学校 (校舎入口)
東中学校★ (東校舎)	松下体育館 (施設入口)
和歌浦小学校★ (校舎入口)	雑賀崎小学校 (正門)
野崎小学校★ (正門)	和歌山工業高校(本館入口)
福島小学校★ (正門)	芦原小学校 (正門)
三田小学校★ (正門)	湊小学校 (正門)
砂山小学校★ (正門)	河西コミュニティセンター (駐車場側入口)
加太小学校★ (西門)	
加太中学校★ (正門)	

★は今回追加設置した施設

【地震が起きたらまず避難】強い地震、または弱い地震でも長くゆっくりとした揺れを感じたときは、すぐに高台などに避難してください。

02 特別障害者手当をご存じですか

☎ 障害者支援課(東庁舎1階) ☎435-1060、FAX 431-2840、✉ shogaishashien@city.wakayama.lg.jp

精神・身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に、特別障害者手当が支給されます。

- 支給要件 / ① 在宅
② 20歳以上
③ 精神・身体に著しく重度の障害を有し、日常生活で常時特別の介護を必要とする状態にあること(原則、特別障害者手当認定診断書で判断)
- 例1 視力障害で身体障害者手帳1級に相当する障害と体幹機能障害で身体障害者手帳1級に相当する障害が重複している人
- 例2 両下肢機能障害で身体障害者手帳1級に相当する障害があり、衣服の着脱等の日常生活動作におけるほとんどの場面で介護が必要な人
- 例3 肝臓機能障害等の内臓機能の障害で身体障害者手帳1級に相当する障害があり、ベッド上での絶対安静が必要とされている人
- 例4 知的障害又は精神障害で最重度に相当する障害があり、食事や会話等の日常生活の行為がほとんど自分でできない人

- 支給月額 / 26,810円(平成29年4月現在)
※特別障害者手当の支給認定後、申請月の翌月分から支給開始。原則、毎年2月・5月・8月・11月に、前月分までが支給されます。
- 所得制限 / あり(本人・配偶者・扶養義務者の前年所得)
- 資格喪失 / ①本人が死亡した場合
②本人が障害者支援施設や特別養護老人ホーム等に入所した場合
③病院等に3か月以上入院を継続している場合

児童(20歳未満)に関する 手当のご案内

☎ 障害者支援課 ☎435-1060

① 障害児福祉手当

在宅の20歳未満の方で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時介護を必要とする方に対して支給。

● 月額 / 14,580円
(平成29年4月現在)

② 特別児童扶養手当

在宅の20歳未満の方で、身体・知的・精神に中程度以上の障害、または長期安静の病状にある児童を監護する父母等に支給。

● 月額 / 1級: 51,450円
2級: 34,270円
(平成29年4月現在)

※①②とも、施設に入所している場合は対象外。所得制限あり。

固定資産税のよくある質問



Q. 地価が下がっているのに、税額が上がるのはなぜ？

A. 評価額が同じでも土地・地域によって課税標準額の割合（負担水準）が異なるため、税額に差が生じる問題があります。平成9年度以降、その是正のために負担水準の均衡化が図られてきました。負担水準が高い土地は税の負担を軽くする一方、負担水準の低い土地は税の負担を引き上げていく仕組みになっています。したがって、税額が上がる理由として

- ①地価が上昇した
- ②土地の負担水準が低い

の2点が挙げられます。地価が下落していながら税額が上がるのは②の理由のためです。

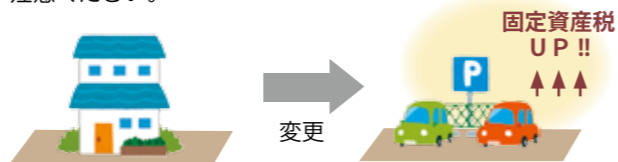
Q. 住宅の固定資産税が急に高くなるのはなぜ？

A. 新築住宅は、固定資産税が課税され始めた年度から3～7年間、固定資産税が減額されています。急に高くなったのは減額期間が満了したからです。

減額区分	階層	住宅の種類	該当する住宅の床面積	減額される床面積
税額が3年間 2分の1になる住宅	2階建以下	制限なし	50㎡（一戸建以外の借家住宅は40㎡）以上 280㎡以下 ※併用住宅の場合は、居住部分の面積が家屋全体の2分の1以上必要。	120㎡以内のみ 適用
	3階建以上	中高層耐火建築物以外		
税額が5年間 2分の1になる住宅	3階建以上	中高層耐火建築物		
	2階建以下	認定長期優良住宅		
税額が7年間 2分の1になる住宅	3階建以上	認定長期優良住宅 （中高層耐火建築物以外）		
	3階建以上	認定長期優良住宅 （中高層耐火建築物）		

Q. 住宅用地と非住宅用地は税負担が違う？

A. はい。住宅用地（住宅が建っている土地）には特例があり、住宅用地以外の土地（工場や事務所用地、貸し駐車場用地など）と比べて税負担が非常に低くなっています。住宅を壊して月極駐車場にした場合などは、住宅用地に比べると固定資産税の負担が非常に大きくなりますのでご注意ください。



Q. 私道は固定資産税の減免がある？

A. 個人名義の土地であっても、実際は公衆用道路として使用されている、または2軒以上が進入路として使用している場合は、税の減免措置が適用される場合があります（申請が必要）。なお、土地の課税には様々なケースがありますので資産税課へご相談ください。

05

平成30年度

固定資産に関する台帳の閲覧期間のおしらせ

固 資産税課 ▶ 償却資産一般、納税名義人・通知書に関すること ☎435-1037 ▶ 土地一般に関すること ☎435-1209
▶ 家屋一般に関すること ☎435-1210

- 縦覧・閲覧期間** 4月2日（月）～5月31日（木） ※土日祝除く
- 場所** 資産税課窓口（市役所2階）
- 費用** 無料
- 持ち物** 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）を受付窓口へ提示
※法人の場合、代表者印が必要（委任状でも可）。



1 「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧

自己の土地・家屋の評価が適正かを判断するために、市内にある他の土地・家屋の価格を確認することができます。

- 対象** / 市内に土地や家屋を所有し、固定資産税を課税されている方
- 確認できる事項** / 【土地】 所在・地番・地目・地積・価格（評価額）
【家屋】 所在・種類・構造・床面積・価格（評価額）

2 「固定資産課税台帳」の閲覧

自己の資産内容を見ることができます。

- 対象** / 市内に土地や家屋などを所有している、または借りている方（賃貸借契約書等が必要）

3 審査の申出・不服申立て

- 固定資産課税台帳に登録された「価格（評価額）に不服」がある場合**
固 固定資産評価審査委員会事務局 ☎435-1148

台帳登録の公示の日以後、納税通知書を受け取った日（5月中旬予定）の翌日から起算して3か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

- 「価格（評価額以外）に不服」がある場合** 固 資産税課各担当係へ納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長あてに「審査請求」することができます。

4 閲覧の注意点

- 土地のみを所有する人は、家屋の縦覧はできません。
 - 家屋のみを所有する人は、土地の縦覧はできません。
 - 他の土地・家屋について、所有者の氏名・年税額は非開示です。
 - 借地人・借家人は、所有者と同等にみなされるので、税額まで開示されます。
 - 借家人は、借家の家屋部分の土地についても全て開示されます。
 - 期間終了後も通年において課税台帳の閲覧や証明書の発行請求ができます（いずれも有料）。
- ※借地人・借家人の場合は、賃貸関係を証明するもの（賃貸借契約書等）が必要です。

固定資産税・都市計画税の納期限

- 1期 5月31日（木）
- 2期 7月31日（火）
- 3期 11月30日（金）
- 4期 平成31年1月31日（木）

※納期限を過ぎると延滞金等が加算されますのでご注意ください。

07

「和歌山市つれもて子育て応援ブック」表紙

赤ちゃん写真を募集します

固 子育て支援課 ☎435-1329

和歌山市の子育てに関する情報を掲載した「つれもて子育て応援ブック」の表紙に掲載する赤ちゃん写真を募集します。

- 応募方法** / 3月27日（木）までにメールで
※赤ちゃんの名前・生年月日・保護者氏名・住所・電話番号・メールアドレス・件名に「つれもて子育て応援ブック表紙写真への応募について」を記入。1人の赤ちゃんにつき1点まで。赤ちゃんの保護者のみ応募可能。応募多数の場合、抽選。
- 応募先** / 子育て支援課 ☎kosodate@city.wakayama.lg.jp



●応募写真の規格

- 1 平成28年4月2日以降に本市で生まれた赤ちゃんの写真
- 2 表情がはっきり写っており、影がかかっていないもの
- 3 キャラクターや商品名が衣類等に写っていないもの
- 4 デジタル写真（300万画素以上のJPEGデータ。メールで応募する場合は2MB以下。プリント写真不可）

06

手続きがお済みでない場合、課税対象になります

廃車手続きなどの申告をお忘れなく



●申告期限

3月30日（金）

- ※年度末は窓口が混雑します。手続きはお早めに。
- ※年度途中の廃車・名義変更による税金の還付はありません。
- ※転売や下取りに出した場合も、手続きがお済みでなければ、平成30年度も課税されることになります。

軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人が納める税金です。廃車や譲渡、盗難などで現在所有していない場合は、期限までに必ず廃車・名義変更の申告をしてください。

●手続場所・問合先

- 1 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車 ▶ 市民税課（市役所2階） ☎435-1035
- 2 軽二輪（125cc超～250cc以下）・二輪の小型自動車（250cc超）
▶ 和歌山運輸支局 ☎050-5540-2065（音声案内）
- 3 軽自動車（三輪・四輪）
▶ 軽自動車検査協会和歌山事務所 ☎050-3816-1846（コールセンター）



- 平成30年度分のカードなどの有効期間は平成30年4月1日～31年3月31日です。
- 紛失・盗難などによる再発行はできません。●サービスセンターでは配布しません。
- 貸与・譲渡など不正に使用した場合、返還していただくことがあります。

障害児者外出支援（障害のある方）

サービスの利用には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

●配布について

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

▶配布場所 障害者支援課（東庁舎1階）、支所・連絡所

▶受け取りに必要なもの

- ①身体障害者手帳・療育手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①②と代理人の本人確認書類が必要。複数の手帳を持っている場合も、重複受け取り不可。

☎ 障害者支援課 ☎435-1060

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

▶配布場所 保健対策課（保健所2階8番窓口）のみ

▶受け取りに必要なもの

- ①精神障害者保健福祉手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①②と代理人の本人確認書類が必要。複数の手帳を持っている場合も、重複受け取り不可。

☎ 保健対策課 ☎488-5117

●サービスの内容

1 バスカード

利用料金	利用できる路線
無料（月2日利用可）	和歌山バス・和歌山バス那賀（市内運行分のみ）

2 公衆浴場回数券（月2回利用できる券）

利用料金	利用できる浴場
大人1回100円 12歳未満無料	<ul style="list-style-type: none"> ●今福湯、紀和湯、幸福湯、雑賀湯、信節温泉、新町温泉、神明湯、手平温泉、浜湯温泉、万歳湯、山吹温泉、芦原共同浴場、杭の瀬共同浴場 ●フレックス ※四～田の10時～18時、回・祝日の10時～16時のみ。 ●ユーバス ※大浴場のみ ●きらくゆ ※10時～17時のみ

3 福祉タクシー利用券（1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方）

内容	利用できるタクシー
1枚500円の利用券を24枚（乗車1回につき1枚まで利用可）	市と契約している法人・個人タクシー

配布開始日（共通） 元気70パス事業 障害児者外出支援事業

配布開始日から年間を通じて、下記窓口で随時受け付けます。

※支所・連絡所の受付は10時～16時

配布開始	配布場所
3/16 金～	市役所 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063 東庁舎 障害者支援課 ☎435-1060 保健所 保健対策課 ☎488-5117
3/19 月～	雑賀 支所 ☎446-2701 雑賀崎 支所 ☎444-0049 和歌浦 支所 ☎444-0001
3/20 火～	名草 支所 ☎444-1001 田野 支所 ☎445-0356
3/23 金～	吹上 連絡所 ☎425-8775 砂山 連絡所 ☎423-3832 今福 連絡所 ☎436-2782 高松 連絡所 ☎422-2874 松江 連絡所 ☎455-0022 木本 連絡所 ☎455-0035
3/26 月～	宮北 連絡所 ☎471-2218 四箇郷 連絡所 ☎471-2210 芦原 連絡所 ☎422-1605 宮前 連絡所 ☎422-1671 三田 連絡所 ☎471-1754 西脇 支所 ☎455-0030 岡崎 支所 ☎471-1783 加太 支所 ☎459-0001
3/27 火～	本町 連絡所 ☎422-3028 城北 連絡所 ☎431-2717 広瀬 連絡所 ☎422-2007 雄湊 連絡所 ☎422-9533 湊 連絡所 ☎455-0702 野崎 連絡所 ☎455-1293 貴志 連絡所 ☎455-0009 楠見 連絡所 ☎455-1704 有功 支所 ☎461-6279 直川 支所 ☎461-0021
3/28 水～	大新 連絡所 ☎422-4534 新南 連絡所 ☎422-1621 安原 支所 ☎479-0001 紀伊 支所 ☎461-0031 川永 支所 ☎461-1004 山口 支所 ☎461-1011
3/29 木～	宮 連絡所 ☎471-0486 中之島 連絡所 ☎422-4695 西和佐 支所 ☎471-3651 和佐 支所 ☎477-0001 西山東 支所 ☎478-0007 東山東 支所 ☎478-0004 小倉 支所 ☎477-0415

08

平成30年度 元気70パス事業・障害児者外出支援事業

バスカード・公衆浴場回数券等を配布します

元気70パス（70歳以上の方）

サービスの利用には、顔写真貼付済みの老人優待利用券の提示が必要です。

●サービスの内容

1 交通機関等利用券（AかBどちらかを選択）

	料金	利用できる場所
A バスカード	1乗車100円（1日何回でも利用可）	和歌山バス 和歌山バス那賀（市内運行分のみ）
B 市営駐車場利用券（※）	最初の1時間まで無料（けやき大通り地下駐車場は、最初の1時間30分まで無料）	中央駐車場 城北公園地下駐車場 けやき大通り地下駐車場

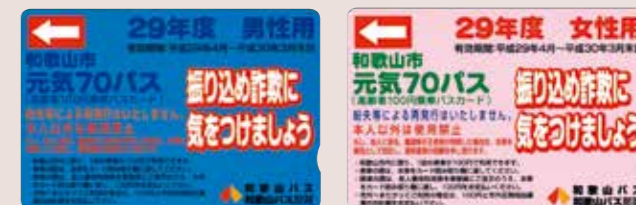
※無料時間を越えた分の料金は自己負担。本人が同乗していれば利用可。他の減免との併用不可。

2 公衆浴場回数券

（月4回利用できる券＋年6回利用できる券）

利用可能浴場・料金

地区	利用できる浴場	料金
芦原	●芦原共同浴場 ☎436-0717	100円
今福	●今福湯 ☎423-2341 ●神明湯 ☎423-6484 ●ユーバス ☎426-2641 ※大浴場のみ	200円
加太	●新町温泉 ☎459-1126	200円
雑賀	●雑賀湯 ☎444-1487	200円
大新	●幸福湯 ☎433-4526	200円
中之島	●紀和湯 ☎431-5938	200円
名草	●黒潮温泉 ☎448-1126	400円
	●花の湯 ☎444-1004 ※回～田の11時～17時のみ。祝日・12/31～1/3は不可。	470円
野崎	●きらくゆ ☎480-1126	200円
本町	●山吹温泉 ☎423-3991	200円
	●ふくろうの湯 ☎423-4126 ※回～田の10時～17時のみ。祝日不可。	540円
宮	●花山温泉 ☎471-3277 ※回～田の10時～22時のみ。祝日・8/11～14・12/29～1/4は不可。	550円
宮北	●信節温泉 ☎471-3737	200円
宮前	●杭の瀬共同浴場 ☎473-0793	100円
	●手平温泉 ☎423-1020	200円
	●万歳湯 ☎425-4862	200円
和歌浦	●浜湯温泉 ☎444-7623	200円
	●フレックス ☎447-3123 ※回～田の10時～18時、回・祝日の10時～16時のみ。	



※平成29年度のバスカード

市内バス100円制度は、和歌山バス株式会社、和歌山バス那賀株式会社の協力を得て実施しています。事業継続のためにも、積極的にご利用ください。

●配布について 70歳以上の市民の方

※平成30年度中に70歳になる方は誕生月以降

▶配布日

地区により異なります。11ページの配布開始日一覧をご確認ください。

▶配布場所

高齢者・地域福祉課（東庁舎2階）、支所・連絡所

※支所・連絡所で受け取る場合は、できるだけお住まいの地区の支所・連絡所へお越しください。

▶受け取りに必要なもの

- ①本人確認書類（老人優待利用券・健康保険証など）
- ②印鑑
- ③顔写真（初めて受け取る方のみ。縦4cm×横3cmで、3か月以内に撮影したもの。）

※代理人が受け取る場合、本人の①～③に加えて代理人の本人確認書類を持参。

☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063

老人優待利用券の交付

市内の一部公共施設等を無料または割引料金で利用できます。交付には申請が必要です。有効期限はありません。

▶対象 65歳以上の市民の方

※平成30年度中に65歳になる方は誕生月以降

▶申請場所 高齢者・地域福祉課、支所・連絡所

▶申請に必要なもの

- ①本人確認書類（健康保険証など） ②印鑑

☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063

